

議長	<p>それでは、議事に入ります。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、審議を行います。</p> <p>なお、本議案中、本人に関する事項がございますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、委員1名には、ここでご退席願います。</p> <p>【委員1名 退席】</p>
議長	<p>それでは事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>【議案書読み上げ】</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、整理番号3-1について、地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の綿貫幸進委員より現地調査報告をお願いいたします。</p>
7番	<p>整理番号3-1について、7月21日に都築敏夫推進委員、柳戸光重推進委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。</p> <p>申請地は、大字平松字丸山地内でございます。</p> <p>農地の状況は、保全管理されている状況でありました。</p> <p>譲受人は教員でありましたが、父親の仕事を引き継ぎたいとの思いから、教員を退職し現在に至ります。</p> <p>今回、譲受人は農業経営拡大のため、申請地を譲り受けるとのことです。</p> <p>また、譲受人から作付計画が提出されていますが、申請地を適正に耕作されると考えられます。なお、計画はブドウとなっております。</p> <p>また、譲受人の農作業への従事状況は、常時従事していることから、申請地取得後も常時耕作されると考えております。</p> <p>通作は徒歩2分程度です。</p> <p>以上のことから、現地調査した結果では、特段問題ないと考えております。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局から補足説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について補足説明いたします。</p> <p>申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。</p>

現地の状況につきましては、綿貫幸進委員の説明のとおりです。

譲受人は、大字平松にて農業経営を行っており、農業経営の拡大をしたく申請するものでございます。

譲受人は、ブドウおよび梨、キウイフルーツほか栗、梅を中心に栽培しております。

申請人の所有地はございませんが、農地法第2条第2項の規定により当該親族の行う耕作又は養畜の事業に従事するその他の二親等内として同一世帯の父親が該当するため、父親の所有している農地も経営農地とみなします。父親が所有する農地18,660㎡及び借入地1,403㎡を含めた経営面積20,063㎡については全て適正に管理されております。

また、通作に関しても、徒歩2分程度ですので、通作にも適しています。

こうしたところから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。

申請年月日は、令和元年7月5日、同日農業委員会受付となっております。

次に、審査基準のうち該当する6つについて御説明します。

1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございません。

2つ目、機械の所有状況ですが、草刈り乗車機械1台、スピードプレーヤー1台、バックホー1台、運搬機1台、軽トラック1台を所有し、その他の必要な農機具を所有しております。

3つ目、生産法人関係なので、該当ありません。

4つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3条2項4号には該当しません。

5つ目、取得者の農地面積は、取得要件であるこの地域の下限面積の50aを申請地と所有地及び借入地を合せて超えることから、取得要件を満たしております。

6つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。

補足説明は以上です。

議長

同行して調査していただきました都築敏夫推進委員、何かございますか。

推6番

申請地の隣は、申請人が果樹園として耕作をしています。また、その近くも申請人の家族が経営している農地があり、今回の申請地も同様に農業に供されると考えています。

議長

同行して調査していただきました柳戸光重推進委員何かございますか。

推8番

状況については綿貫幸進委員、都築敏夫推進委員の説明のとおりですが、申請地の隣でブドウが栽培されています。今回、申請人は営農拡大を目的に申請されるということですので、特段問題ないと思われれます。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった、議案第1号農地法第3条の整理番号3-1の許可案件について、何かご意見、ご質問等ございますか。

【なしの声あり】

議長

無いようでしたら、議案第1号 農地法第3条の整理番号3-1について、許可するものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。委員1名に入室していただきます。

【委員1名 入室】

議長

続きまして、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、審議を行います。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局長

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

【議案書読み上げ】

説明は以上です。

議長

それでは、案件ごとに審議を行います。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について審議いたします。

地区担当委員から現地調査報告をしていただきますが、地区担当委員は私です。代わって内野博司推進委員より現地調査報告をお願いいたします。

推2番

整理番号5-1について、7月21日に吉田勝紀委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。

申請地は飯能市大字下畑字宮倉地内でございます。

農地の現況ですが、梅の木が3本植えられていました。

申請地には飯能住まい制度を利用し、住宅を建築する予定ということです。

周辺農地の影響は特段ないものと考えます。

議長

説明は以上です。

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、内野博司推進委員の説明のとおりです。

申請人は、現在鶴ヶ島市のアパートにて妻と一人の子供で生活しております。

以前から家庭菜園を営みたく、家も手狭なため転居を検討していたことです。そこで今回飯能住まい制度を活用し、土地所有者の了承も得られたことから申請をされたものです。

飯能住まい制度としては13件目の認定となります。類型は家庭菜園型での認定となります。

申請年月日は、令和元年7月5日、同日農業委員会受付となっております。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準について御説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関しての土地購入費等に対し、自己資金と融資にて対応することで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はおりません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、優良田園住宅建設計画認定済並びに開発行為許可申請が同時にされており、特段の問題はないと考えます。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、何かご意見、ご質問等ございますか。

【なしの声あり】

議長

無いようでしたら、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。

続きまして、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について審議いたします。

地区担当委員から現地調査報告をしていただきますが、地区担当委員は私ですので、代わって内野博司推進委員より現地調査報告をお願いいたします。

推2番

整理番号5-2について、7月21日に吉田勝紀委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。

申請地は飯能市大字下畑字渡戸原地内でございます。

農地の状況は、保全管理されています。

申請地には飯能住まい制度を利用し、住宅を建築する予定ということです。

周辺農地への影響は特段ないものと考えます。

説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、内野博司推進委員の説明のとおりです。

申請人は、現在東京都西東京市のアパートにて妻と二人の子供で生活をしております。

以前から家庭菜園を営みたく、家も手狭なため転居を検討していたとのこ

とです。そこで今回飯能住まい制度を活用し、土地所有者の了承も得られたことから申請をされたものです。

飯能住まい制度としては14件目の認定となります。類型は家庭菜園型での認定となります。

申請年月日は、令和元年7月5日、同日農業委員会受付となっています。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準について御説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関しての土地購入費等に対し、融資にて対応することで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、優良田園住宅建設計画認定済並びに開発行為許可申請が同時にされており、特段の問題はないと考えます。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について、何かご意見、ご質問等ございますか。

【なしの声あり】

議長

無いようでしたら、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書

を付して県に進達いたします。

続きまして、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について審議いたします。

地区担当委員から現地調査報告をしていただきますが、地区担当委員は私ですので、代わって内野博司推進委員より現地調査報告をお願いいたします。

推2番

整理番号5-3について、7月21日に吉田勝紀委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。

申請地は飯能市大字下畑字渡戸原地内で、整理番号5-2と隣接しております。

農地の状況は、柿が8本、お茶が3株植えられていました。

申請地には飯能住まい制度を利用し、住宅を建築する予定という事です。

周辺農地への影響は特段ないものと考えます。

説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、内野博司推進委員の説明のとおりです。

申請人は、現在狭山市のアパートにて妻と二人の子供で生活しております。

以前から家庭菜園を営みたく、家も手狭なため転居を検討していたことです。そこで今回飯能住まい制度を活用し、土地所有者の了承も得られたことから申請をされたものです。

飯能住まい制度としては15件目の認定となります。類型は家庭菜園型での認定となります。

申請年月日は、令和元年7月5日、同日農業委員会受付となっております。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準について御説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関しての土地購入費等に対し、融資にて対応することで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はおりま

せん。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、優良田園住宅建設計画認定済並びに開発行為許可申請が同時にされており、特段の問題はないと考えます。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について、何かご意見、ご質問等ございますか。

4番

飯能住まい制度の認定数の割合として多いのは、家庭菜園型でしょうか。

事務局

そうです。

議長

他に何かございますでしょうか。

【なしの声あり】

議長

無いようでしたら、議案第2号 農地法第5条の整理番号5-3について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。

続きまして、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-4について審議いたします。

地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の山下敏郎委員より現地調査報告をお願いいたします。

2番

整理番号5-4について、7月22日に吉田彰宏推進委員と現地調査し

ましたので、その状況を報告します。

申請地は飯能市大字原市場字中坂地内にございます。

申請地である農地2筆の耕作状況ですが、草が短く刈られているなど、適正に管理されていました。今回は、宅地となっている1筆とあわせて転用し、一体利用することで、家を建てるようです。

周辺農地への影響は特段ないものと考えます。

以上です。

議長

事務局より補足説明をお願いいたします。

事務局

農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-4について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、山下敏郎委員の説明のとおりです。

申請人は、現在川越市の借家にて妻と一人の子供で生活をしております。以前から自然に恵まれ、生活環境の良い場所へ移住することを希望しており、加えて、通勤圏内で子育てを行っていくうえで両親の居住地にも近いという条件で候補地を探していました。

条件に適合する土地が見つからない中で、妻の父親が所有している宅地と農地の一部を利用する事で希望していた条件がすべて揃うことから、住宅敷地としたく申請をされたものです。

申請年月日は、令和元年7月5日、同日農業委員会受付となっております。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準について御説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関しての造成費等に対し、融資にて対応することで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、譲渡人所有の大字原市場字中坂地内にある宅地と一体で住宅敷地の一部として利用する事を土地利用計画図等で確認し、特段問題ないと考えています。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

議長	<p>7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。</p> <p>8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。補足説明は以上です。</p>
推9番	<p>同行して調査していただきました、吉田彰宏推進委員何かございますか。</p>
議長	<p>申請地は借受人の親の所有地ということです。</p>
議長	<p>ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-4について、何かご意見、ご質問等ございますか。</p>
議長	<p>【なしの声あり】</p>
議長	<p>無いようでしたら、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-4について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。</p>
議長	<p>【全員挙手】</p>
事務局長	<p>全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。</p> <p>続きまして、議案第3号 農用地利用集積計画（案）について審議を行います。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第3号 農用地利用集積計画（案）について、ご説明いたします。</p> <p>【議案書読み上げ】</p> <p>以上です。</p> <p>なお、詳細は担当から説明いたします。</p>
事務局	<p>説明いたします。</p> <p>1番の方は、福島県の水田農家出身です。平成30年6月に農業法人を立ち上げました。</p> <p>また、1番の方は、東日本大震災による津波で水田のすべてを飲み込まれ、人間市へ避難されて来られました。その後、飯能市での就農を検討され、昨年、農地中間管理機構を通じて、利用権設定を受けられました。</p> <p>経営作物としては、長ネギを中心とした露地野菜です。</p> <p>販路としては、うどん等を製造している製麺会社となり、基本的にはそこ</p>

で全てを買い取ってもらう予定となっており、初出荷は1、2か月後と聞いております。

なお、今回の利用権設定の農地は、新規のものとなります。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の第1号、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであるかですが、適合するものと判断されます。

次に、第2号のイ、農用地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められるかどうかについては、認められると判断されます。

また、耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められるかどうかについては、現状を見ますと、認められると判断されます。

以上のことから、特に不許可に該当するものではありません。

説明は以上です。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。何かご意見、ご質問等ございますか。

【なしの声あり】

議長

なしとのことですので、承認することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、承認することといたします。

続きまして、報告第1号 農地法第5条の規定による許可申請の取り下げについて、報告第2号 農地法第5条の規定による届出について、ご確認していただきます。

報告第1号 農地法第5条の規定による許可申請の取り下げについて事務局より説明願います。

事務局

報告第1号農地法 第5条の規定による許可申請の取下げについて説明いたします。

土地の所在等につきましては、報告第1号の記載のとおりです。本件は、令和元年7月16日付けで取下げ願いが出ております。取下げ理由ですが、令和元年6月総会で保留事由となっていた施設の排水に関する土地利用計画の変更をするため、許可申請を取下げするものです。

説明は以上です。

議長

報告について質問等あればお願いいたします。

議長	<p>【なしの声あり】</p> <p>次に、その他に移らせて頂きます。事務局より説明をお願いいたします。</p>
議長	<p>【付議案件4「その他」に記載】</p> <p>以上をもちまして、予定されました議案の審議等が、全て終了いたしましたので、議長の職を降ろさせていただきます。</p>
事務局	<p>閉会を関谷英男会長職務代理から申し上げます。</p>
会長職務代理	<p>以上をもちまして、令和元年7月飯能市農業委員会総会を閉会します。</p>